

(4) 大家畜・養豚特別支援資金

資金の種類 貸付金利（年利％） 償還期限（うち据置）年以内	資金の内容・用途
大家畜・養豚特別支援資金 〔貸付利率〕 0.80 〔償還期限〕 ・大家畜経営 一般 15（3） 特認 25（5） 経営継承 25（5） ・養豚経営 一般 7（3） 特認 15（5） 経営継承 15（5）	1 経営改善資金 (1) 借換対象資金の毎年の約定償還金（元本及び利息に限る。）の借換えを行うのに要する資金 (2) 都道府県知事等が上記資金の貸付けによっては経営の改善を図ることが困難と認める場合に、貸付期間の最終年度（令和9年度）に限り、必要な限度において借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金 2 経営継承資金 後継者への経営継承を行う場合に、円滑な経営継承を図るために必要な限度において、借換対象資金の残高の借換えを行うのに要する資金

注：貸付利率は、令和5年5月31日貸付分

貸付対象者

I 大家畜経営

既借入金の借入残高及び年償還額、大家畜経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する大家畜経営であること

1 経営改善資金

- (1) 大家畜経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること
- (3) 「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、チェックシートを作成すること
- (4) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること
 - ① 農事組合法人
 - ② 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業者等」と総称する。）がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第575条第1項に規定する持分会社
 - ③ 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）
 - ④ 農業の振興を目的とする法人であつて、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人
 - ⑤ その他都道府県知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長と協議して認める法人
- (5) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模（頭）	
		個人	法人
酪農経営	搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛	15	
肉用牛繁殖経営	子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛	5	15
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛	10	30
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育苗成経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育苗成牛	15	45

- (6) 大家畜特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら大家畜経営部門及び経営全体について収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書及び貸借対照表をいう。）又はそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいう。）を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること
- (7) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者であること。

- ① 借換えを行う年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- ② 借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- ③ 借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者であること。

2 経営継承資金

- (1) 1の(1)から(3)までに該当すること
- (2) 農業を営む個人（一戸法人を含む。）であること
- (3) 現に大家畜経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該大家畜経営の主たる従事者となることが認められること
- (4) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)
酪農経営	搾乳を目的としたおおむね16か月齢以上の乳用成雌牛	25
肉用牛繁殖経営	子牛生産を目的としたおおむね14か月齢以上の肉専用種繁殖雌牛	10
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の肉専用種肥育牛	20
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営	肥育を目的としたおおむね6か月齢以上の乳用種肥育牛又は肥育素牛の供給を目的としたおおむね8か月齢以下の乳用種ほ育育成牛	30

- (5) 1の(6)及び(7)に該当すること

II 養豚経営

既借入金の借入残高及び年償還額、養豚経営部門の収支、各年度において償還可能な額からみて既借入金の償還が困難となっており、かつ、経営改善資金又は経営継承資金について、それぞれ次のすべてに該当する養豚経営であること

1 経営改善資金

- (1) 養豚経営を今後とも長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること
- (2) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること
- (3) I 大家畜経営の1の(3)及び(7)に該当すること
- (4) I 大家畜経営の1の(4)に該当すること
- (5) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)	
		個人	法人
養豚繁殖経営	子豚生産を目的としたおおむね6か月齢以上の繁殖雌豚	30	90
養豚肥育経営 又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚	300	900

- (6) 養豚特別支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、原則として、当該資金を借り入れた者が、自ら養豚経営部門及び経営全体について収支管理（会計ソフト等による記帳、財務諸表（損益計算書及び貸借対照表をいう。）又はそれと同等の書類（以下「財務諸表等」という。）の作成及び当該財務諸表等の確認による自らの財務状況の把握をいう。）を行い、経営改善計画を確実に実施すること。また、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出するとともに、自らも当該財務諸表等を保管すること

2 経営継承資金

- (1) 1の(1)から(3)までに該当すること
- (2) 農業を営む個人（一戸法人を含む。）であること
- (3) 現に養豚経営に従事しているおおむね40歳以下の後継者が、借入れを希望する年度以降において当該養豚経営の主たる従事者となることが認められること
- (4) 豚の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること

経営の種類	家畜の種類	飼養規模(頭)
養豚繁殖経営	子豚生産を目的としたおおむね6か月齢以上の繁殖雌豚	45
養豚肥育経営又は一貫経営	肥育を目的としたおおむね30kg以上の肥育豚	450

- (5) 1の(6)に該当すること